

自治基本条例の必要性等について

1 「自治基本条例の必要性について」及び「条例に盛り込むべき項目について」の審議方法について

○方法 ワークショップ的手法

○目的 「自治基本条例の必要性について」及び「条例に盛り込むべき項目について」を議論するに当たり、市民検討委員会委員の意見を広く聴取するため、当該手法を用いるもの。

○内容

<テーマ> 弘前市のまちづくりにおいて重要なことは何か。

① テーマについて、市民検討委員会委員間のフリートークを行ったうえで、同委員一人当たり5つ以上の回答を次回（第6回）会議前に、あらかじめ庶務へ提出

② 庶務において、その回答を分類したものを作成し、次回会議の資料とする。

③ 次回会議において、当該資料をもとに、回答の追加、統合等の議論を交わすことで、テーマの回答が完成

④ ③で完成したものをもとに、条例に盛り込むべき項目を検討

⑤ 自治基本条例の必要性について、勉強会の内容、次の執行機関の見解等をどのように捉えるか、③で議論した「弘前市のまちづくりにおいて重要なこと」を推進するに当たり、自治基本条例は必要かなどといった観点で審議

○テーマに対する回答

・回答事項 重要なこと及びその理由を5つ以上

(回答の様式は自由。参考様式は、別紙のとおり。)

<重要なことの記載例>

次の例1又は例2どちらでも可

例1 執行機関の職員の意識

(条例の見出しどとなるような抽象的で短いフレーズ)

例2 執行機関の職員がまちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するという意識を持つこと

(内容も含めて文章化したもの)

・回答期限 平成24年9月12日（水曜日）

・回答方法 Eメール、ファックス又は郵送の方法により回答してください。

○この2つの議事において、次回会議で決定すべき事項

・自治基本条例の必要性の有無とその理由

・条例に盛り込むべき項目について

2 自治基本条例の必要性について

○執行機関の見解

・必要性の有無：有

<審議前>

・その理由

※ 1～3のような状況の中で、未来に向け、活力ある、誇りの持てる弘前を実現するためには、市民、議会、行政が一体となった新しい公共により、まちづくりに取り組むために、人によって左右されない基本的ルールや仕組みが必要であるため

※ 1 地方分権や地域主権改革により、地域の課題は、地域自らの責任で考え、解決していくという自律性、独自性を持った行政運営が求められていること。

※ 2 急速な少子高齢、人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化などにより、社会環境が大きく変化する中で、従来の行政運営では、様々な課題に対応することが困難になってきていること。

※ 3 これまでも地域住民による自主的なまちづくり活動は行われていたが、その活動を支え、市民主権システム（住民自治）を実現する必要があること。

・(参考)なぜ今、制定に取り組むのか。

市では、平成23年度から実施している市民参加型まちづくり1%システムなど、市民がまちづくりに参画するシステムを構築しており、また、市民団体などは、被災地支援、弘前バル街、弘前合コンリーグ、街歩きガイドなどの活動を自主的に行うなど、実際にまちづくりへの参画意欲が高まってきているため。

弘前市 市民環境部 市民との協働推進課 宛

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

ファックス：0172-35-7956



弘前市自治基本条例市民検討委員会委員 氏名

テーマ回答

<テーマ> 弘前市のまちづくりにおいて重要なことは何か。

テーマについて、5つ以上のこととその理由とともに記載してください。

なお、その理由については、簡潔に記載してください。

重要なこと	その理由
(例) 執行機関の職員の意識	職務の執行に臨む姿勢は、市民との信頼関係を築くうえで、重要なものであるため。

備考 記載欄が不足する場合は、適宜、別紙に記載のうえ、提出してください。